

## 政策Ⅲ－１－（２）－②

### ITの戦略的活用

#### 1. 目標等

達成すべき目標	金融インフラ等がIT化等に対応したものとなること 【基準年次】16年度 【達成年次】18年度
目標設定の考え方及びその根拠	利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。 【根拠】金融改革プログラム（平成16年12月）
測定指標	金融インフラ等のIT化等への対応状況 ・電子債権法（仮称）の制定に向けた検討状況 ・利用者満足度調査の結果

#### 2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 電子債権法（仮称）の制定に向けた検討 ② IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施
参考指標	① 金融審議会（第二部会及び情報技術革新と金融制度に関するWG合同会合）での検討状況等 ② ITキャラバンの参加者（主として金融機関関係者）に対して実施予定のアンケート調査 ② 18年度末に実施予定の利用者満足度調査の結果

#### 3. 政策の内容

我が国金融機関のIT投資が国際的に見て遅れ、ITコストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、ITの戦略的活用を促すこととし、これにより、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指しています。

#### 4. 現状分析及び外部要因

ITの戦略的活用については、「金融改革プログラム」（16年12月）において、  
①電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討  
② IT活用状況の実態把握と、システム構築に関する金融機関間の情報交換の実施（ITキャラバンの実施等）  
を行うこととされていました。

また、電子記録債権制度<sup>※</sup>については、「e-Japan 戦略Ⅱ」（15年7月）以降累次のIT戦略本部決定等に基づき、中小企業の資金調達環境を整備する等のため、金融庁、法務省及び経済産業省において検討を行ってきました。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### （1）事務運営についての報告

#### ① 電子債権法（仮称）の制定に向けた検討

金融庁の金融審議会第二部会及び情報技術革新と金融制度に関するWGの合同会合を18年7月以降6回にわたり開催し、電子債権記録機関のあり方を中心に検討を行い、「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心に～」(18年12月)が取りまとめられ、公表されました。一方、法務省においても、法制審議会において私法的側面から電子記録債権法について検討が行われました。

その後、金融庁及び法務省が共同で「電子記録債権法案」の立案作業を進め、同法律案は、第166回通常国会に提出され、19年6月20日に可決成立し、同月27日に公布されています。

#### ② IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施

地域銀行・協同組織金融機関の経営陣を主な対象とし、IT活用についての認識を深める機会を設けることを目的とする「金融機関におけるITの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」を全国5か所（福岡、仙台、東京、大阪、広島）で実施しました（19年1月～3月）。

### （2）評価

#### ① 電子債権法（仮称）の制定に向けた検討

電子記録債権法が成立し、今後施行されることにより、電子的手段による事業者の資金調達の円滑化等が期待されます。

#### ② IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施

シンポジウムを開催した際に実施したアンケート調査によれば、シンポジウムにおいて提供された情報の有用性について、総回答者の90%（全参加者の77%）より肯定的な回答を得たことから、ITを戦略的に活用していく上で有意義な情報提供を行うことができたと考えています。

また、利用者満足度調査（注）によれば、金融機関によるITを活用したサービスの提供に関し、肯定的な評価（40%）が否定的な評価（4%）を大幅に上回

<sup>※</sup> 検討の段階では「電子債権」、「電子登録債権」としていたところですが、法案提出時において「電子記録債権」となりました。

っていることを踏まえれば、金融機関が自らの経営判断の下、ITを利用した金融商品・サービスの提供を行っていると考えています。

(注) 預金取扱金融機関・証券会社等・保険会社・貸金業者の4つの業態ごとに、利用者が感じる満足度の変化を、金融商品・サービスの価格・種類・販売体制等の観点から、調査会社への委託によりアンケート調査を実施(19年2月)。

(参考1) シンポジウムにおいて実施したアンケート調査結果

「本シンポジウム全体の印象について」との質問に対し、福岡97%、仙台96%、東京83%、大阪87%、広島91%(全体90%)の回答者が「有意義であった」、「どちらかといえば有意義であった」と回答。

(参考2) 利用者満足度調査結果

預金取扱金融機関による「インターネット・携帯電話等を通じた金融商品・サービスの提供について」の1年前と比較した満足度の変化について、「かなり向上した」、「どちらかといえば向上した」が合わせて40%、「どちらともいえない」が34%、「どちらかといえば低下した」、「かなり低下した」が合わせて4%の回答となっている。

## **6. 今後の課題**

(1) 電子記録債権法の施行日は、公布の日より1年6月を超えない範囲の政令で定める日とされており、今後、適切かつ円滑な施行に向けて、政省令等の整備に取り組むほか、電子記録債権に係る実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係方面と適切に連携をとっていく必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、電子記録債権法令の適切かつ円滑な施行のために必要な施策に係る予算要求及び機構・定員要求を行う必要があります。

(2) 金融機関によるITの戦略的活用のより一層の浸透を図るため、①戦略的活用事例等の調査・研究、②戦略的活用事例の広報・情報交換といった施策を行っていく必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、ITシンポジウムの開催経費等に係る予算要求を行う必要があります。

## **7. 当該政策に係る端的な結論等**

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

## 【18年度の達成度及び判断理由】 A

電子的手段による事業者の資金調達の円滑化等を図るべく電子記録債権法が成立したほか、利用者満足度調査において、金融機関によるITを活用したサービスの提供に関して肯定的な評価が否定的な評価を大幅に上回っていること等から、Aと評価しました。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心に～」
- ・シンポジウム参加者に対して実施したアンケート調査の結果
- ・利用者満足度調査の結果

## 10. 担当課室名

総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課